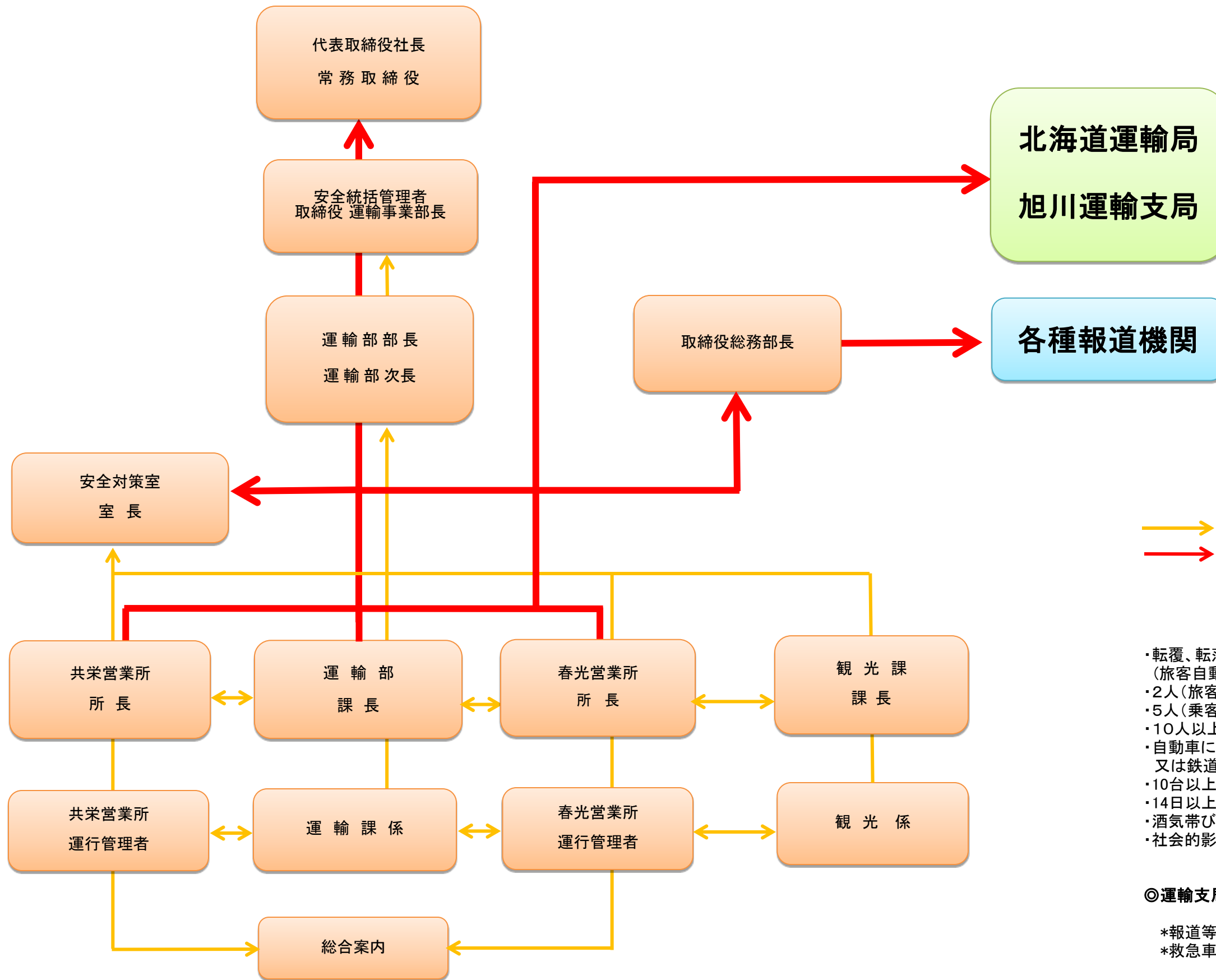


■別紙3 事故、災害等に関する報告連絡体制

# 事故発生時連絡網(レベル別)



→ LV.1 物損・軽傷事故含むすべての事故  
 → LV.2 重大事故

- ・転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突若しくは接触したもの（旅客自動車運送事業者等に限る）
- ・2人（旅客自動車運送事業者等においては1人）以上の死者を生じたもの
- ・5人（乗客にあつては1人）以上重傷者を生じたもの
- ・10人以上の負傷者を生じたもの
- ・自動車に積載された危険物が大量に漏洩したもの（自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突したもの）
- ・10台以上の自動車の衝突事故
- ・14日以上入院を要する傷害を受けたもの
- ・酒気帯び運転を伴うもの
- ・社会的影響が大きなもの

（事故報告規則第二条）

◎運輸支局への第一報及び報告書は営業所より行なう

- \*報道等の可能性がある場合は、運輸支局へFAXする
- \*救急車が出動した場合すべて第一報事案とする